

特定最低賃金（4業種）の改正決定の  
必要性の有無に係る諮問文写

写

北労発基 0727 第 3 号  
令和 2 年 7 月 27 日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長  
上田 国土

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の  
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 20 日付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 向 真利 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成 20 年北海道労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

北労発基 0727 第 4号  
令和 2年 7月 27日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長  
上田 国土

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2年 7月 1日付けをもって申出代表 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部 委員長 大柄 恵司郎 から最低賃金法（昭和 34年法律第 137号）第 15条第 1項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成 20年北海道労働局最低賃金公示第 2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

北労発基 0727 第 5 号  
令和 2 年 7 月 27 日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長  
上田 国土

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 6 月 30 日付けをもって申出代表 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連  
合会北海道地方協議会 議長 渡部 美仁 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）  
第 15 条第 1 項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情  
報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年北海道労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定  
に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会  
の意見を求める。

写

北労発基 0727 第 6 号  
令和 2 年 7 月 2 7 日

北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章 殿

北海道労働局長  
上田 国土

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改定決定の  
必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 1 0 日付をもって申出代表 全北海道造船機械労働組合協議会（北海道船舶最低賃金連絡会） 議長 橋本 康憲 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。